

山梨県指定介護療養型医療施設に関する基準を定める条例新旧対照表
 表【平成二十四年山梨県条例第六十二号】（第五条関係）

新	旧
<p>(入退院) 第十二条 略 2 略 3 指定介護療養型医療施設は、患者の入院に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等(法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。第二十六条第一号において同じ。)の利用状況等の把握に努めなければならない。 4・5 略</p>	<p>(入退院) 第十二条 略 2 略 3 指定介護療養型医療施設は、患者の入院に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等(法第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。第二十六条第一号において同じ。)の利用状況等の把握に努めなければならない。 4・5 略</p>